

入 札 心 得

(郵送による一般競争入札用)

(総則)

第1条 函館市企業局が発注する各種契約の入札に当っては、関係法令等別に定めるもののほか、この心得を承知してください。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は、免除します。

(入札の方法)

第3条 入札に参加しようとする者は、作成した入札書を長3封筒に入れ、指定した方法により配達指定日に到達するように郵送しなければなりません。

2 封筒には参加する工事(業務)名および入札者名を記載してください。

3 事後審査型条件付き一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)においては、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書および必要な添付書類を入札書とともに郵送しなければなりません。

(工事費内訳書)

第4条 建設工事の入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書(以下「内訳書」という。)を入札書とともに郵送で提出してください。

(入札の辞退)

第5条 一般競争入札を辞退しようとする者は、入札日の前日までに入札辞退届を持参することにより入札を辞退することができます。

なお、入札辞退を理由に以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(公正な入札の確保)

第6条 入札者(受任者を含む。以下同じ。)は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正な行為を行ってはなりません。

2 入札者は、入札に当っては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格または入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。

3 入札者は、落札者の決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札者は、その郵送した入札書を書換え、引換え、または撤回することはできません。

(無効入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加しようとする者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札(文字の誤脱、汚染、と抹または改ざん等)

(3) 入札書の記載金額を訂正した入札

(4) 入札者の記名押印のない入札

(5) 同一事項に対して、同一入札者から同時になされた2通以上の入札

(6) 最低制限価格を下回った入札

(7) 予定価格を超えた入札

(8) 指定した入札の方法以外の方法による入札

(9) 建設工事の入札において、内訳書の提出のない入札

(10) 建設工事の入札において、次のアからエまでのいずれかに該当する内訳書が提出された入札

ア 未記載である内訳書

イ 工事名を確認できない内訳書

ウ 入札者の記名のない内訳書

エ 工事価格（合計欄）記載金額と入札書記載金額が不一致である内訳書

(11) 事後審査型入札において、入札執行の際に管理部経理課へ到達しなかった入札

(12) 事後審査型入札において、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書および必要な添付書類を提出しない者がした入札

(13) 事後審査型入札において、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書および必要な添付書類に不備がある入札

(14) 同一執行日時の複数の建設工事の入札に参加し、先に開札した入札の落札者となった場合において、以降の入札で最低価格者となり、かつ、先に落札者となった入札と同一配置予定現場代理人をもって参加した入札（「函館市建設工事請負における技術者の専任および現場代理人の常駐規定の緩和措置に係る取扱について」に該当する場合は除く。）

(15) 同一執行日時の複数の建設工事の入札に参加し、先に開札した入札の落札者となった場合において、以降の入札で最低価格者となり、かつ、建設業法上の専任配置義務の要件を満たさない配置予定技術者をもって参加した入札（「函館市建設工事請負における技術者の専任および現場代理人の常駐規定の緩和措置に係る取扱について」に該当する場合は除く。）

(16) 前各号のほか、函館市企業局契約規程または特に指示した入札条件に違反している入札
（入札の失格）

第9条 入札参加資格の認定を受けた者がした入札で、入札執行の際に管理部経理課へ到達しなかった場合は失格とします。

（開札の立会いおよび傍聴）

第10条 開札は、函館市企業局条件付き一般競争入札立会いおよび傍聴要領の規定に基づき、入札者の面前で行います。この場合において、入札者が立合わないときは、当該入札事務に関係のない職員が立会います。

2 入札および開札の傍聴を希望する者は、函館市企業局条件付き一般競争入札立会いおよび傍聴要領の規定に基づき、傍聴することができます。

（再度入札）

第11条 予定価格を事前公表しているため、再度入札は、行いません。

（落札者の決定）

第12条 有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額）をもって落札金額（契約金額）としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額（消費税および地方消費税相当額を含まない額）を入札書に記載してください。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。ただし、当該入札者にくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定します。

（契約の締結等）

第13条 落札者は、特に指示した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内（初日不算入。）に契約を締結しなければなりません。

2 落札者が函館市企業局暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合は、契約を締結しません。

3 落札者が当該入札に係る契約を締結しないとき（前項の規定による場合を含む。）は、落札金額の100分の3以上の違約金を徴収します。

（契約保証金等）

第14条 請負契約を締結しようとする者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付し、またはこれに代える担保を提出しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部を免除します。

- (1) 請負金額300万円未満の工事請負契約を締結する場合
- (2) 測量業務ならびに土木建築に関する工事の設計および調査の委託契約を締結する場合
- (3) 公共工事履行保証証券による保証契約を締結し、その保証証券を提出した場合
- (4) 履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出した場合

（前金払）

第15条 前金払の対象となる工事等の範囲は、次のとおりです。

- (1) 契約金額が300万円以上で、かつ、工期が50日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計および調査ならびに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）
- (2) 契約金額が300万円以上で、かつ、工期が50日以上土木建築に関する工事の設計および調査
- (3) 契約金額が200万円以上で、かつ、納期が50日以上測量
- (4) 契約金額が3,000万円以上で、かつ、納期が90日以上土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造

2 前項第1号の工事のうち、次の各号のすべてに該当する場合は、既にした前金払に追加して、契約金額の10分の2に相当する額の範囲内で前金払を請求することができます。ただし、既にした前金払との合計額は、契約金額の10分の6を超えることはできません。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当該工事の工期が100日以上であること。

（不正行為に伴う損害賠償等）

第16条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより契約を解除することがあります。この場合においては、契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の10分の1に相当する額を徴収します。